

堺ラグビースクール OB会 会則

第1条（名称） この会は「堺ラグビースクールOB会」と称する。

第2条（構成・会員） この会は、堺ラグビースクールで、ラグビーをともにした者によって構成し、会員とする。

第3条（目的） この会は、仲間や恩師とのつながりや、現役生徒との交流を通じて、堺ラグビースクールの発展に寄与することを目的とする。

第4条（活動） この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ・現役生徒の練習に参加する
- ・堺ラグビースクールの行事に参加する
- ・OB会員、指導員、現役生徒、保護者等との交流
- ・その他必要な活動

第5条（機関）

1. この会の効率的な運営を図るため、次の機関を置く。
 - （1）総会
 - （2）役員会
2. 総会は会員で構成し、必要に応じ開催することができる。ただし、会員の3分の1以上の要求がある場合には、要求のあった日より1ヶ月以内に開催しなければならない。
3. 総会は、次の事項について審議する。
 - （1）会則、活動方針に関する事。
 - （2）役員を選任及び解任に関する事。
 - （3）その他重要な事項に関する事。
4. 総会の議長は、会員の中から選出し、議事は総会出席者及び委任状の過半数をもって決する。
5. 役員会は、会長が随時招集し、座長を務める。
6. 役員会は、総会で選任された役員で構成し、OB会を運営する。

第6条（役員）

1. この会に、次の役員を置く。
 - （1）会長 1名
 - （2）副会長 若干名
 - （3）事務局長 1名
 - （4）会計 1名
 - （5）監事 1名

(6) その他 若干名

2. 役員の任期は選出された日より2年とする。ただし、2年を過ぎた場合、次期役員が選出されるまでとする。
3. 役員に欠員が生じた場合は、総会において補充することができる。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 会長は、この会を代表し、業務の執行を総括する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代理する。

第7条 (会計)

1. 本会の会計は会費、寄付金、活動参加費等その他の収入による。
2. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
3. 本会の会計報告は監査役が会計監査を行い総会において承認を得なければならない。
4. 本会の会費の金額、徴収方法については別途定める。

付則

1. この会則は、2016年3月13日に制定し、施行する。
2. 本会に関する問い合わせ先は、事務局長とする。

堺ラグビースクールOB会会費細則

1. 本会の会費は永年会費5000円とする。
2. 必要に応じ、寄付金を募り、活動参加費を徴収することがある。
3. 会費は原則として指定された口座への振込とする。

【会費振込先】

三菱東京UFJ銀行 中もず支店

店番：456

口座番号：0282280

口座名：堺ラグビースクールOB会 会長 板野宏紀

※個人情報の取り扱いについて

堺ラグビースクールと堺ラグビースクールOB会との間で住所等の個人情報を共有する場合があります。共有された情報は堺ラグビースクールおよびOB会の規約に則った活動以外に使用することはありません。また、本人の同意なしにその他の個人・団体に提供することも一切ありません。